

広島県告示第五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、川尻安浦都市計画道路三・五・一号安浦駅北線及び三・五・二号駅前三津口線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦